

第4講：博学連携の現在と学習指導要領

1. 学校で博物館に行くとき

1) 遠足・社会見学

「遠足博物館」

それに対する「放課後博物館」という考え、博物館のスタイル
網走なら北方民族博物館や監獄

修学旅行

とりわけ平和学習

2) 郷土学習

地域学習 小学校3・4年生「社会」 生活主義／経験主義の構成。身の回りから世界へ。

*郷土学習、郷土、というのはいろいろな意味が込められている。たとえば、

社会科教育と郷土学習 pdf 1.43 MB <http://hdl.handle.net/10105/6095>

3) 博学連携

網走なら網走市立郷土博物館を見学する

どうしてわざわざ「博学連携」などと言い出したのか。模範解答が下の記事。

[shogai2023_4-2.pdf](#)

教育の小径64「博学連携は進んでいるか」 <https://www.bunkei.co.jp/school/komichi/pdf/monthly201402.pdf>

4) どうして学校で博物館に行くのか？

先生の趣味？ 昔はそれも許されたのかも知れない

決まっているから それはありそう。その決まりが「学習指導要領」

つまり、学習指導要領に博物館が明記されていれば、学校は博物館を利用する

学年や教科、単元について具体的に示されていれば、その場面での利用が増加する

2. 学習指導要領とは

1) 文部科学省の説明

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省では、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めています。これを「学習指導要領」といいます。

「学習指導要領」では、小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めています。また、これとは別に、学校教育法施行規則で、例えば小・中学校の教科等の年間の標準授業時数等が定められています。

[shogai2023_4-3.pdf](#)

パンフレットのリンクページ https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1413516.htm

各学校では、この「学習指導要領」や年間の標準授業時数等を踏まえ、地域や学校の実態に応じて、教育課程（カリキュラム）を編成しています。「学習指導要領とは何か？」 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/idea/1304372.htm

・・・説明は抽象的だしパンフレット [拡大すると読める] はふわっとしてるし、よくわからない。

簡潔に言えば

文部科学大臣により公示される教育課程の基準。1958年の改訂以降は法的拘束力を持つ（スーパー大辞林）。法的拘束力を持つことになったという1958（昭和33）年の改訂について文部科学省は次のように説明する。回りくどく婉曲的で責任を負わない表現だが事実上の履行義務と読み、学習指導要領の目的も明示されている。

昭和33年の改訂

昭和26年の学習指導要領については、全教科を通じて、戦後の新教育の潮流となっていた経験主義や単元学習に偏り過ぎる傾向があり、各教科のもつ系統性を重視すべきではないかという問題があった。また、授業時数の定め方に幅があり過ぎるということもあり、地域による学力差が目立ち、国民の基礎教育という観点から基礎学力の充実が叫ばれるようになった。そのほか、基礎学力の充実に関連し科学技術教育の振興が叫ばれ、理科、算数の改善が要請された。昭和33年8月に学校教育法施行規則の一部を改正した。その改正の要点は次のとおりである。〔中略〕

ア 学習指導要領は、教育課程の基準として文部大臣が公示するものであると改め、学校教育法、同法施行規則、告示という法体系を整備して教育課程の基準としての性格を一層明確にしたこと。〔中略〕

昭和33年の改訂は、独立国家の国民としての正しい自覚をもち、個性豊かな文化の創造と民主的な国家及び社会の建設に努め、国際社会において真に信頼され、尊敬されるような日本人の育成を目指して行った。その改訂の特色は次のとおりである。

ア 道徳の時間を特設して、道徳教育を徹底して行うようにしたこと。

イ 基礎学力の充実を図るために、国語、算数の内容を再検討してその充実を図るとともに授業時数を増やしたこと。

ウ 科学技術教育の向上を図るために、算数、理科の充実を図ったこと。

エ 地理、歴史教育を充実改善したこと。

オ 情操の陶冶、身体健康、安全の指導を充実したこと。

カ 小・中学校の教育の内容の一貫性を図ったこと。

キ 各教科の目標及び指導内容を精選し、基本的な事項の学習に重点を置いたこと。

ク 教育課程の最低基準を示し、義務教育の水準の維持を図ったこと。

つまり現在に続く学習指導要領の目的は、国レベルでの教育水準の一定化と内容保証であった。

「資料 学習指導要領等の改訂の経過」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/idea/_icsFiles/afiedfile/2011/03/30/1304372_001.pdf

学校教育法施行規則は次のように記す

https://elaws.e-gov.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=322M40000080011_20170401_999M40000080011&openerCode=1

第52条 小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。

中学校：第74条、高校：第84条

2) 学習指導要領の実際

学習指導要領は小学校、中学校、高校でそれぞれ1冊。加えて教科ごとに「解説」が作成されている。

現行の学習指導要領は2017-2018（平成29・30）年改正（＝告示）の「生きる力」。実施は小学校2020年、中学校2021年、高校は2022年 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm

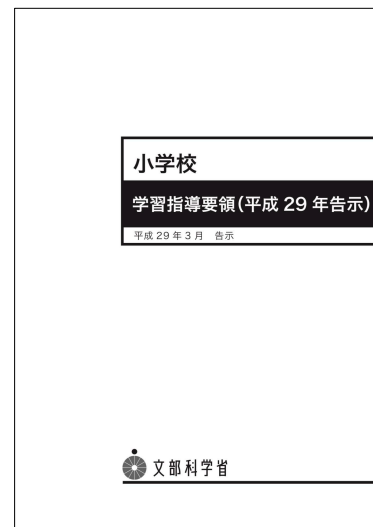
学習指導要領の基本的なこと https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/idea/index.htm

平成29・30年改訂学習指導要領、解説等 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm

小学校学習指導要領解説 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1387014.htm

中学校学習指導要領解説 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1387016.htm

高等学校学習指導要領解説 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1407074.htm



3. 学習指導要領での博物館

1) 小学校学習指導要領のなかの博物館

小学校学習指導要領を「博物館」や類似の言葉で検索すると次の場所で現れる（付録として添付された法令や規則は除く、下線は引用者による）

博物館 4か所 総則、社会、理科、総合学習、いずれも6年生

【総則】第1章第3教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること（p.23）

【社会】第6学年 第3指導計画の作成と内容の取扱い

博物館や資料館などの施設の活用を図るとともに、身近な地域及び国土社会の遺跡や文化財などについての調査活動を取り入れるようにすること（p.63）

【理科】第6学年 第3指導計画の作成と内容の取扱い

博物館や科学学習センターなどと連携、協力を図りながら、それらを積極的に活用すること（p.111）

【総合的な学習の時間】第3指導計画の作成と内容の取扱い

学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の総合的な学習の時間総合的な学習の時間会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと（p.181）

美術館 2か所 総則（博物館と併記）、図画工作

（博物館と併記）（p.24）

【図画工作】第5学年及び第6学年 第3指導計画の作成と内容の取扱い

各学年の「B鑑賞」の指導に当たっては、児童や学校の実態に応じて、地域の美術館などを利用したり、連携を図ったりすること（p.135）

資料館 1か所（博物館と併記） 社会6年 （p.63）

科学館 1か所（科学館と併記、科学学習センターとして） 理科6年 （p.111）

動物園、水族館、植物園、プラネタリウム なし

2) 中学校学習指導要領のなかの博物館

中学校学習指導要領を「博物館」や類似の言葉で検索すると次の場所で現れる（法令や規則は除く）。小学校と同様であるが、より踏み込んだ具体的な記述になる。

博物館 5か所 総則、社会（歴史分野）、理科（第2分野）、美術、総合学習

【総則】第1章第3教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること（p.24）

【社会】第2各分野の目標及び内容 歴史的分野 3内容の取扱い

日本人の生活や生活に根ざした文化については、政治の動き、社会の動き、各地域の地理的条件、身近な地域の歴史とも関連付けて指導したり民俗学や考古学などの成果の活用や博物館、などの施設を見学・調査したりするなど具体的に学ぶことを通して理解させるように工夫すること。[中略]

地域の特性に応じた時代を取り上げるようにするとともに、人々の生活や生活に根ざした伝統や文化に着目した取扱いを工夫すること。その際、博物館、郷土資料館などの地域の施設の活用や地域の人々の協力も考慮すること (p.54)

【理科】第2分野 第3指導計画の作成と内容の取扱い

博物館や科学学習センターなどと積極的に連携、協力を図るようにすること (p.97)

【美術】第3指導計画の作成と内容の取扱い

各学年の「B鑑賞」の題材については、国内外の児童生徒の作品、我が国を含むアジアの文化遺産についても取り上げるとともに、美術館や博物館等と連携を図ったり、それらの施設や文化財などを積極的に活用したりするようにすること (p.113)

【総合的な学習の時間】第3指導計画の作成と内容の取扱い

学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと (p.161)

美術館 2か所 総則(博物館と併記)、美術

総則(博物館と併記) (p.24)

美術(博物館と併記) (p.113)

資料館 2か所 総則(博物館と併記)、社会(歴史分野)

総則(博物館と併記) (p.24)

社会(歴史分野)(博物館と併記) (p.54)

科学館、動物園、水族館、植物園、プラネタリウム なし

4. 学習指導要領「解説」での博物館：小学校編

小学校学習指導要領「解説」を「博物館」「美術館」「科学館」「動物園」「水族館」「植物園」で検索した(付録は除く)。博物館の利用目的は展示見学に加え資料や図表の作成(の素材)としても想定されている。文章は行政文書に見られる悪文である。揚げ足を取られないよう、決めつけにならないよう「など」を乱用しているほか、堂々巡りの文章も見られる。レポートでは真似しないよう。太字は原文。

1) 社会編

博物館は9か所で現れる。美術館は博物館と併記で公共施設の1か所。科学館はなし。

【社会科の目標及び内容】

中央教育審議会答申の中で、社会科、地理歴史科、公民科の全体に関わる改善について示している事項 (p.5) [中略] をまとめると [中略] 博物館や資料館、図書館などの公共施設についても引き続き積極的に活用すること (p.8)

【第3学年】

市役所など主な公共施設の場所と働きに着目するとは、[中略] 市(区)役所や町(村)役場(以下市役所という。)をはじめ、学校、公園、公民館、コミュニティセンター、図書館、児童館、体育館、美術館、博物館、資料

館、文化会館、消防署、警察署、交番、裁判所、検察庁、港など、多くの市民が利用したり、市民のために活動したりしている施設が考えられる (p.35)

地図記号は、例えば、学校、警察署、交番、消防署、工場、神社、寺院、市役所、図書館、博物館、老人ホーム、郵便局、銀行などの金融機関、病院などの建物・施設に関わるもの、田、畑、果樹園、森林などの土地利用に関わるもの、鉄道、駅、道路、橋、港、空港などの交通に関わるものなどに分類される (p.37)

*博物館の地図記号が地形図に用いられたのは約20年前の2002年である

新しく生まれた地図記号 | 国土地理院 <https://www.gsi.go.jp/kohokocho/kohokocho40074.html>

聞き取り調査をしたり地図などの資料で調べたりして、年表などにまとめることは、市の様子の移り変わりについて、博物館や資料館などの関係者や地域の人などへの聞き取り調査をしたり、関係機関が作成した資料などで調べたりして、年表などにまとめることである (p.45)

【第4学年】

[p.45の目標の例として、県内の伝統文化や先人を知る] 県内の伝統や文化、先人の働きについて、博物館や資料館などを見学したり、昔と現在の市の地図や写真などの資料で調べたりして、年表などにまとめることである。ここでは、博物館や資料館などを見学して必要な情報を集める技能、地図や写真などの資料を結び付けながら情報を読み取る技能、調べたことを時間の経過に沿って年表などに整理する技能などを身に付けるようにすることが大切である (p.63)

【第6学年】

遺跡や文化財、地図や年表などの資料で調べ、まとめることは、[中略] 地域の博物館や資料館等を活用したり、学芸員から話を聞いたりして調べること、地図や年表などの資料については、歴史上の事象について、分布や経路などを表した地図や、出来事の経緯を示した年表、事象や出来事の様子を書き記した資料などで調べたことを示している (p.108)

[先史時代から古代、遺産などを調べる] 貝塚や集落跡などの遺跡、土器などの遺物について、地域にある博物館や資料館などを利用して調べたり、身近な地域に残されている古墳を観察・見学したり、当時の様子や人物の働きなどを資料で調べたりして、年表などにまとめることなどが考えられる。ここでは、博物館や資料館などを見学して適切に情報を集める技能、年表などの資料から出来事やその時期の情報を読み取る技能、調べたことを年表などに適切に整理する技能などを身に付けるようにすることが大切である (p.111)

[昭和の歴史や遺跡、文化財の学習] 実際の指導に当たっては、例えば、学校図書館や公共図書館、博物館や資料館などを利用したり、地域の高齢者に当時の話を聞いたりする活動を取り入れ、児童が自ら資料を活用したり調査したりする学習が考えられる (p.124)

【第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 2内容の取扱いについての配慮事項】

<(3) 博物館や資料館などの施設の活用を図るとともに、身近な地域及び国土の遺跡や文化財などについての調査活動を取り入れるようにすること。また、内容に関わる専門家や関係者、関係の諸機関との連携を図るようにすること> [原文では長方形の野線による囲み]

近年、国や地方公共団体、企業などによって、博物館やその他の施設の整備が進められている。これらの諸施設を積極的に活用して、社会科の見学や調査活動を行うことは、児童の意欲や学習効果を高める上で極めて重要なことである。社会科の学習に活用できる博物館には、歴史博物館や郷土資料館のほかに、例えば、魚や自動車などに関する博物館、水道、電気、ガス、原子力など資源・エネルギーに関する博物館、農業や漁業、林業、伝統的な工業などの地場産業に関する地域産業振興センターなど、多様なものがある。 [中略]

第6学年での我が国の歴史学習などでは、身近な地域や国土に残されている様々な遺跡や文化財、歴史博物館などを直接訪ねて観察・見学したり調査したりする活動を組み入れることができる。[中略]このような学習を通して、博物館や資料館、地域や国土に残されている遺跡や文化財などの役割や活用の仕方について正しく理解させ、それらに関わっている人々の働きやそれらが大切に保存、管理されていることの意味についても気付くようにすることが大切である (p.144)

2) 理科編

博物館は3か所、科学館（科学学習センター）は2か所でうち1か所は独立した記載、動物園は2か所でうち1か所は博物館と併記だが独立して1か所現れる。プラネタリウムも科学学習センターとおなじ場所で現れる。水族館と植物園は博物館と併記で1か所、美術館は無し。

【第2章 理科の目標及び内容 第3節 学年目標と学年内容の構成の考え方】

「第4章2内容の取扱いについての配慮事項」を踏まえ、言語活動の充実、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用、直接体験の充実、他教科等との関連、博物館や科学学習センターなどとの連携などといった観点から、指導に当たって留意すべき点などを示す (p.28)

【第4学年】

[人の体のつくりと運動] 他の動物の骨と筋肉の存在や運動について調べる際には、動物園などの施設の活用が考えられる。54p

[電気と磁力] 身の回りでは、様々な電磁石が利用されていることを日常生活と関連させて取り上げたり、科学館などを利用して調べたりすることが考えられる (p.67)

【第6学年】

[土地のつくりと変化/生命・地球] 遠足や移動教室などあらゆる機会を生かすとともに、博物館や資料館などの社会教育施設を活用することが考えられる (p.91)

【第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 2内容の取扱いについての配慮事項】

(6) 博物館や科学学習センターなどとの連携

<(6) 博物館や科学学習センターなどと連携、協力を図りながら、それらを積極的に活用すること> (p.102)

理科の学習を効果的に行い、学習内容の深い理解を図るために、それぞれの地域にある博物館や科学学習センター、植物園、動物園、水族館、プラネタリウムなどの施設や設備を活用することが考えられる (p.103)

3) 総合的な学習の時間編 博物館は1か所で現れる。

【第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 2内容の取扱いについての配慮事項】

<(7) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと> (p.59)

地域には、豊かな体験活動や知識を提供する公民館、図書館や博物館などの社会教育施設等や、その地域の自然や社会に関する詳細な情報を有している企業や事業所、社会教育関係団体や非営利団体等の各種団体がある。また、遺跡や神社・仏閣などの文化財、伝統的な行事や産業なども地域の特色をつくっている。この時間が豊かな学習活動として展開されるためには、学習の必然性に配慮しつつ、こういった施設等の利用を促進し、地域に特有な知識や情報と適切に出会わせる工夫が求められる。

その際、見学などで施設を訪れることだけでなく、施設の担当者に学校に来てもらうことも方法の一つであ

る。実際に来られないときには、手紙や電話、メールやテレビ会議システムなどを使って、情報を提供してもらったり、児童の質問に答えてもらったりすることも有効である (p.60)

4) 生活編 博物館は2か所 (うち1か所は美術館を併記) で現れる。

【第3章 2生活科の内容】

<(4) 公共物や公共施設を利用する活動を通して、それらのよさを感じたり働きを捉えたりすることができ、身の回りにはみんなで使うものがあることやそれらを支えている人々がいることなどが分かるとともに、それらを大切に、安全に気を付けて正しく利用しようとする>

公共物や公共施設を利用する活動とは、身の回りのものや地域の施設の中から、みんなのものやみんなで使う施設等を実際に使ってみたり、そこにあるものやそこにいる人々と関わったりすることである。〔中略〕博物館の展示物〔中略〕など、みんなが利用するものが考えられる。〔中略〕公共施設としては〔中略〕図書館、博物館、美術館、駅〔後略〕 (p.36)

身の回りにはみんなで使うものがあることやそれらを支えている人々がいることなどが分かるとは〔中略〕公共施設で職員として働く人はもとより〔中略〕博物館などで案内をしてくれるボランティアの人なども含めて考えていくようにする (p.37)

【第5章 指導計画の作成と学習指導 3 単元計画の作成】

内容(3)「地域と生活」の単元を構想する場合、内容(4)「公共物や公共施設の利用」と関連付けて単元を構成することが考えられる。それは、学校の周辺の地域を探検する中で、図書館や博物館などの公共施設を見付け、公共施設の利用に関する活動に必然的に発展する〔後略〕 (p.87)

5) 図画工作編 博物館は美術館を併記して1か所

【第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 2内容の取扱いについての配慮事項】

<(8) 各学年の「B鑑賞」の指導に当たっては、児童や学校の実態に応じて、地域の美術館などを利用したり、連携を図ったりすること>

地域の美術館などは、美術館や博物館など、親しみのある美術作品や生活の中の造形などを展示している地域の施設や場所のことを示している。利用においては、鑑賞を通して「思考力、判断力、表現力等」を育成する目的で行うようにするとともに、児童一人一人が能動的な鑑賞ができるように配慮する必要がある。しかしながら、美術館などは、作品の保存や収集、展示、研究、教育普及など、様々な目的をもっている。それぞれの施設に応じて特性が異なるので、これらに配慮した上で、施設が提供する教材や教育プログラムを活用する、学芸員などの専門的な経験や知識を生かして授業をするなど、多様な取組が考えられる (p.121)

5. 博学連携の課題

1) 学芸員から見た学校の博物館利用の課題 (25年前の学芸員の気持ち)

・教員との打合せ時間がない 小学校の教員は1-6時限まで休みがない。打合せができる時間は放課後となるが職員室での仕事を終るともう終業時間である。学芸員との打合せは残業となるが残業をしない方針のため困難、すると業務外としてサービス残業になってしまい教員の負担が大きい

・教員は数年で移動し学校にはノウハウの蓄積されない 遠隔地の教員は在籍期間が短く数年で移動する。連携事業のノウハウは担当教員が身に付けるだけで学校には蓄積されない。新しい担当教員にはゼロから打合が必要

となり学芸員の徒労感が大きい。職場異動がほとんど無い学芸員は地域の公務員では異例で、知識や人脈、各種事業のノウハウの蓄積は貴重な財産であると実感する。

・教員がお客さんになってしまう これは学級見学で顕著であるが、教員がその場を学芸員に任せっきりとなり児童生徒の指導から外れてしまうことがある。展示解説は学芸員の仕事が、整列や私語の注意まで任されてしまう。甚だしい場合は複数の教員で来ている場合は教員どうしでの私語が見られることもある。

・学芸員と話しをすること自体が目的 生活科「解説」p.36の記述にあるとおり、公共施設を体験する、保護者でも教員でもない大人との接触自体が目的の場合があり、児童がバラバラと来館し同じ質問を繰り返すのは博物館の利用法として疑問を感じる。

2) 学習指導要領「解説」での指摘

1) で記述した課題や問題点は学習指導要領の解説書でも指摘されている。これは総合学習の実施後の経験知の明文化でといえる

小学校「解説」理科

これらの施設や設備は、学校では体験することが困難な自然や科学に関する豊富な情報を提供してくれる貴重な存在である。これらの施設や設備の活用には、適切に指導計画に位置付けるとともに、実地調査や学芸員などとの事前の打合せなどを行い、育成を目指す資質・能力を共有し、指導の充実を図ることが大切である (pp.102-103)

小学校「解説」総合的な学習の時間

その一方で、社会教育施設等を無計画に訪れるなどして、先方の業務に支障を来すことなどのないように配慮しなければならない。積極的に活用することと、無計画に利用することは異なる。また、外部人材の活用の際に、講話内容を任せきりにしてしまうことによって、自分で学び取る余地が残らないほど詳細に教えてもらったり、内容が高度で児童に理解できなかつたりする場合もある。また、特定のものの見方や個人の考え方だけが強調されることも考えられる。学習のねらいについて、事前に十分な打合せをしておくことが必要であり、外部人材に依存し過ぎることのないようにすべきである (p.60)

3) 熱意と資質個性に支えられた事業 **属人的 [ぞくじんてき] で結果として悪い**

博物館と学校との連携事業にはルーチン的なものの一方、学芸員の資質と教員の熱意、つまり属人的能力によって支えられた模範的事例も存在する。それらは見本としてふさわしいが、誰もが真似できるものではない。今後は日常的な普段の姿になっていく。もはや個人の資質に依存してはいけぬ。

6. 事例と報告

1) 国立科学博物館「教員のための博物館の日」概要 <http://www.kahaku.go.jp/learning/leader/mdayt/information.html>

博学連携の多くは博物館好きな熱心な教員が担ってきた。これは深みのあるすぐれた事例となるだろうが一部のコアな教員に限られ広がりを持たない。この事業は、博物館初心者の教員を対象にこれから博物館を使ってみようという内容で、幅広い教員を博学連携に連れ出すことを狙い、地方を含めて開催。

今年度の開催情報 <http://www.kahaku.go.jp/learning/leader/mdayt/index.html>

[shogai2023_4-4.pdf](#)

パンフレット 2.17 MB <http://www.kahaku.go.jp/learning/leader/mdayt/download/kaisaishimasenka.pdf>

「教員のための博物館の日」を契機とした地域の教育資源の再構築と全国的なネットワークへの発展

全国科学博物館協議会第21回研究発表大会 一番下にpdfへのリンク <http://jcs.jp/researchdata21/>

2) 地方博物館の事例報告など

博学連携ワークショップ報告書（大阪市立自然史博物館 2013） 4.8 MB <http://www.mus-nh.city.osaka.jp/edu/ws.pdf>

博物館における学校教育支援のあり方—大阪市立自然史博物館における教材作成・活用の事例から 825 KB

大阪市立自然史博物館（石田・釋 2016） https://www.jstage.jst.go.jp/article/seitai/66/3/66_649/_pdf

博学連携による博物館学習の推進に関する研究—博物館と学校との実質的な連携による推進体制の構築について—
千葉県立中央博物館（一場 n.d.） <http://www.jss.or.jp/ikusei/sasakawa/shoureishou/data/2415.pdf>

地元小学校との総合学習♪ — 一般財団法人 自然公園財団 <https://www.bes.or.jp/kawayu/blog/4070/>

川湯エコミュージアムセンターの活動報告。現在、エコミュージアムのウェブページは削除されている
博物館理解を深めるための博学連携プログラムの開発—新学習指導要領を踏まえて— [著者は中等教育教員]

https://www.rekihaku.ac.jp/learning/pdf/H_Hiyama.pdf

中央教育審議会 略称：中教審 [ちゅうきょうしん]

中央教育審議会：文部科学省 https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/

【中央教育審議会】文部科学省に置かれている審議会の一。文部科学大臣の諮問に応じて、教育の振興、生涯学習の推進、スポーツの振興などに関する重要事項について調査審議し、また大臣に建議する。中教審。

【審議会】行政機関が特定の政策や運営方法についての意思決定にあたって設置する合議制の諮問機関。設置には法令上の根拠が必要。

【諮問機関】行政官庁の諮問に応じて意見を述べる機関。その意見には法的な拘束力はないが、できるだけ尊重すべきものとされる。公立博物館には通常は博物館協議会という館長の諮問機関が設置されている。

諮問 [しもん] 意見を尋ね求めること

【5月18日は「国際博物館の日」】

ICOM公式ページ「IMD (International Museum Day)」

<http://imd.icom.museum>

ICOM [イコム] 日本委員会「国際博物館の日」

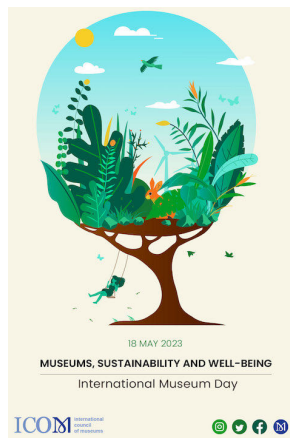
<https://icomjapan.org/international-museum-day/>

日本博物館協会（日博協）「国際博物館の日」

<https://www.j-muse.or.jp/02program/projects.php?cat=8>

個人の応援ページ 国際博物館の日を盛り上げよう！

<https://nodaiweb.university.jp/muse/unisan/imd/imd.html>



この日を記念した催しが多数計画される。今年はCOVID-19の影響も少なくなり通常モードになる見込み。

テーマ：21世紀になってからは社会的な内容になっている

2023 Museums, Sustainability and Well-being 「博物館と持続可能性, ウェルビーイング」

2022 The Power of Museums : Museums have the power to transform the world around us

博物館の力：わたしたちを取り巻く世界を変革するもの

2021 The Future of Museums – Recover and Reimagine 博物館の未来：再生と新たな発想」

2020 Museums for Equality: Diversity and Inclusion 平等を実現する場としての博物館：多様性と包括性

2019 Museums as Cultural Hubs :the Future of Tradition 文化をつなぐミュージアム—伝統を未来へ—